

# 福井県アウトドア協会 規約

## 第1条(名称)

この会は、福井県アウトドア協会(以下「本会」という。)と称する。

## 第2条(事務所)

本会の事務所は、「福井県まちづくりセンター(福井市中央1丁目9-24 福井中央ビル3階)」に置く。

## 第3条(目的)

本会は、福井県内のアウトドア推進に関する活動及び事業を行うことにより、福井県民の身体的・精神的な健康の促進、福井県内外を問わず観光誘客に寄与することを目的とする。

## 第4条(活動の種類)

本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。

- (1) 福井県内のアウトドア活性化に資する活動
- (2) 福井県民の健康促進に資する活動
- (3) アウトドアの普及及び情報発信に関する活動
- (4) 福井県内外からの観光促進に資する活動
- (5) その他、目的の達成に必要な活動

## 第5条(会員)

本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同し、次に該当する法人又は事業者とする。
  - イ. 主たる事業活動が、アウトドアに関すること。
  - または、アウトドアに関する事業を行っていること。
  - ロ. 主たる営業所が、福井県内にあること。
- (2) 準会員は、本会の目的に賛同した、個人又は団体とする。
- (3) 賛助会員は、本会の活動の趣旨に賛同し入会した者とする。

## 第6条(入会)

入会しようとする者は、入会申込書をもって事務局に申し込むものとする。

- 2 会員の入会については、理事の承認を得るものとする。
- 3 入会特典は、別途規程に定める。

#### 第7条(会費)

会費は、別途規程に定める。

#### 第8条(退会)

会員は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
  - (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
  - (2) 会費を1年以上納入しないとき。
- 3 会員が、本会及び会員の名誉をき損、又は本会の目的に反する行為をした場合は、理事会において4分の3以上の同意によりこれを除名することができる。

#### 第9条(役員)

本会に次の役員を置く。代表理事は、理事会において理事の互選により定める。副代表理事は代表理事が指名する。

- |           |      |
|-----------|------|
| (1) 代表理事  | 1人   |
| (2) 副代表理事 | 2人以内 |
| (3) 理事    | 6名以内 |
| (4) 監事    | 1人   |

#### 第10条(選任)

役員は総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事は代表理事、副代表理事、理事を兼ねることはできない。

#### 第11条(職務)

代表理事は、本会を代表し総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 代表理事は事務局を置くことができる。
- 4 監事は、本会の活動及び会計を監査する。

#### 第12条(解任)

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 本会の名誉を棄損、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

#### 第13条(任期)

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

#### 第14条(総会)

本会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 解散

(3) 報告及び決算

(4) 計画及び予算

(5) 役員を選任

(6) その他、本会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

#### 第15条(議事録)

総会の議事については、議事録を作成する。

#### 第16条(理事会)

理事会は理事をもって構成する。ただし、監事及び事務局は理事会に同席し、意見を述べることができる。

2 理事会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

3 理事会は四半期に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

#### 第17条(事業報告書及び決算)

代表理事は、毎事業年度終了後、速やかに事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

#### 第18条(事業年度)

本会の事業年度は、4月1日に始まり、3月31日までとする。

#### 第19条(委任)

軽微な事項又はこの規約に定めのない事項は、代表理事が別に定める。

## 第20条(変更)

この規約は、総会において、出席者の過半数以上の承認がなければ変更できない。

附則 1 この規約は、令和4年3月24日から施行する。

附則 2 第5条(会員)(1)イ「主たる事業活動が、アウトドアに関すること。」を

「主たる事業活動が、アウトドアに関すること。  
または、アウトドアに関する事業を行っていること」  
に改める。この変更は令和3年4月7日から適用する。